

平成20 年3 月24日
エキスパートアライアンス株式会社
エキスパートアライアンス保険準備株式会社

当社の現在の状況について

3 月 22 日(土曜日)、一部報道機関において、当社に関する記事が掲載されておりますが、これは、当社において発表したものではありません。新聞記事には、事実も一部含まれておりますが、誤解や不安を招く記載もあり、このような新聞報道だけでは当社の現況を充分にご理解いただけないと思われますので、当社の現況と当社の考え方につき、ご案内いたします。

当社は、改正保険業法の附則の規定(特定保険業者として、2008 年 3 月末日までに今後の事業運営を決定しなければならないこと)に基づき、生命保険会社を設立すべく、監督官庁の審査を受けてきており、3 月末日までに生命保険業の免許申請を行う予定です。

当社は、改正保険業法に基づく対応として、既にご契約いただいております共済契約を今後とも継続してゆくことを、最優先事項としておりました。この点につきましては、新設予定の生命保険会社に移管することは監督官庁も確認しており、共済契約の継続については、ご心配はありません。

生命保険会社を導入する販売方法につきましては、このたび、当社は、共済事業の販売方法から変更することといたしました。連鎖販売取引に関する各種の誤解を避けることが最大の理由です。特定商取引に関する法律(以下、「特商法」という。)の連鎖販売取引に該当すること自体は、なんら問題のあることはありません。同法の連鎖販売取引の規定を守らず、契約者の皆さまにご迷惑をお掛けすることが問題なのです。連鎖販売取引が違法ではないため、免許取得後の生命保険会社の販売制度につきましても、同法を遵守したものを予定しておりました。しかし、残念ながら、監督官庁の審査過程において、連鎖販売取引に基づく販売制度の導入を含んだ免許申請を行うことは困難と判断いたしました。当社としては、できる限りの交渉を行ってまいりましたが、3 月末日までに免許申請を行わないと、共済既契約の継続ができないことや行政の判断も考慮し、3 月中旬に多段階販売制度の導入は断念いたしました。

なお、共済既契約の継続に関しましては、コミッション制度を含め、従来の方式で継続いたします。

一方、当社の共済事業の運営にあたっては、連鎖販売取引を実施してきておりますが、これまでに大きなトラブルになったことはございません。ご説明が不十分なため、一部の契約者の方に

誤解を与えてしまったこともあります。誤解があったことが判明した際には、速やかに対処させていただきます。当社は特商法を遵守し保険業法の規定も参考として業務を行ってまいりましたので、現在では 90 万件以上のご契約をいただいております。

新設予定の生命保険会社に関しましては、現在監督官庁の審査を受けている段階であり、最終的に決定されたものではないこと、途中経過をご案内することは無用な混乱を招きかねないことなどを考慮し、現時点で詳細なご案内を行うことは控えさせていただきます。内容が確定した時点で速やかにご案内いたしますので、それまでお待ちいただけますようお願いいたします。

(ご参考)

1. 「連鎖販売取引」は、特定商取引に関する法律(経済産業省が所管)で監督されている取引であり、同法に基づき運営されているものであれば、なんら問題はありません。当社の共済契約の販売制度は、同法を遵守しています。
2. 「連鎖販売取引」は、「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁じられている「ねずみ講」と、外見上は似た仕組みですが、特定商取引に関する法律に規定されている取引であり、法律上禁止されているものではありません。

以上